

すいたしばりあふりーきほんこうそう みなみすいたちく そあん たい ていしゅついけん し かんが かた
吹田市バリアフリー基本構想（南吹田地区）の素案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間

平成29年（2017年）12月8日（金曜日）～平成30年（2018年）1月12日（金曜日）

2 提出意見数 3件（2通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	<p>視覚障がい者や車いすの利用者が、歩きやすいように道路の歩道の幅や点字ブロックの敷設等整備は不可欠です。</p> <p>また新駅は誰もが安心して利用できるように、ユニバーサルデザインに基づいた駅になるような基本構想を策定することが大事です。</p>	<p>本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、法律の目的のとおり、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進するため策定をしています。</p> <p>また、同法律では、公共交通事業者が施設を新設・大規模改良する際や車両を新たに導入する際には、公共交通機関に関するバリアフリー化基準へ適合させなければならぬとされています。</p>

	<p>市民や障がい当事者の意見を反映した基本構想を策定するために、参画する場を設けて下さい。</p> <p>【2件】</p>
2	<p>現行の計画には、路上喫煙禁止地区への指定が念頭に置かれていな。今後これに指定された場合、どこかしらに喫煙所が設けられる可能性があるが、この喫煙所から生じるタバコの煙が通行の支障となる可能性がないように計画に盛り込んでおいてほしい。</p> <p>【1件】</p> <p>本基本構想を策定するにあたり、広く市民のみなさまの御意見を頂くため、パリアフリーワークショップを行いました。ワークショップにつきましては、ホームページで参加者の募集を行いました。今後も広く市民の皆様に参画していただける場を設けるよう努めてまいります。</p> <p>本基本構想では、健康被害に関する事項の記載はしておりません。本市では「吹田市環境美化に関する条例」に基づき、市内の道路や公園におけるごみのポイ捨て等を禁止することで、清潔できれいなまちをつくり、市民の生活環境を向上させることを目指しています。同条例により、路上喫煙禁止地区内に新たに喫煙所を設置する際は、関係部局と協議のうえ、検討してまいります。</p>

- ※ 提出された意見の全文は、次ページからご覧ください。
(意見募集案件の対象外の内容は除きます)。
- なお、意見の全文において個人情報が含まれるものについては非公表と
させていただいております。

「吹田市バリアフリー基本構想（南吹田地区）の素案」に対する意見提出用紙

① 該当する項目を1つだけ選択してください（必須）。

住民 通勤者 通学者 事業その他の活動を行う者 利害関係者

（利害関係者の場合は具体的に：）

*利害関係者とは、この計画が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある人のことをいいます。

② 「構想の素案」に対する具体的なご意見をお書きください。

【記入例】

1. 現行では〇〇などの吹田市の課題に十分対応できないため、〇〇と改める。
2. 近年の〇〇などの社会経済情勢の変化に合わせる必要があるため、新たに〇〇を加える。

【ご意見】

視覚障がいの人や車椅子の利用者が、歩きやすいように道路の歩道の幅や点字ブロックの敷設と凸凹の整備は不可欠です。

また、新駅は誰もが安心して利用できるように、点字ブロック・ホームドア・トイレ・エレベーターなどユニバーサルデザインに基づいた駅になるような基本構想を策定することが大事です。

最後に、市民や障がい当事者の意見を反映した基本構想を策定するためにも参画する場を設けて下さい。

■意見募集期間 平成29年12月8日(金)～平成30年1月12日(金) 必着

*用紙が足りない場合は、裏面にご記入いただきか、適宜、付け足してください。

*パブリックコメントは、自治基本条例に基づき認められた市政への参画手法です。

「吹田市バリアフリー基本構想（南吹田地区）の素案」に対する意見提出用紙

① 該当する項目を1つだけ選択してください（必須）。

<input type="checkbox"/> 住民	<input type="checkbox"/> 通勤者	<input type="checkbox"/> 通学者	<input type="checkbox"/> 事業その他の活動を行う者	<input checked="" type="checkbox"/> 利害関係者 (利害関係者の場合は具体的に：受動喫煙症の患者であり、喫煙所を設けられると駅利用時に通行に支障を来す。)
-----------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------------------	---

*利害関係者とは、この計画が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある人のことをいいます。

② 「構想の素案」に対する具体的なご意見をお書きください。

【記入例】

1. 現行では〇〇などの吹田市の課題に十分対応できないため、〇〇と改める。
2. 近年の〇〇などの社会経済情勢の変化に合わせる必要があるため、新たに〇〇を加える。

【ご意見】

現行の計画には路上喫煙禁止地区への指定が念頭に置かれていない。今後これに指定された場合、どこかしらに喫煙所が設けられる可能性があるが、この喫煙所から生じるタバコ煙が通行の支障となる可能性がないように計画に盛り込んでおいて欲しい。

私は受動喫煙症と診断され、ごく僅かのタバコ煙に短時間曝露しただけでも急性の体調不良が出現する。体調不良の出現を防止するためには受動喫煙の完全回避が必要である（次ページ診断書参照）。現在、吹田市には駅前に喫煙所を設ける駅が複数あるが、それらは煙を密閉する措置を怠り周囲に拡散させている。タバコ煙は風向きや風速の要素などにより非常に遠くにまで到達する。20から30メートル先の喫煙により受動喫煙を強いられ体調不良が出現することは珍しくない。そのため吹田市内の駅周辺において吹田市が設置する喫煙所に起因するタバコ煙により安全な通行が妨げられる道路が多数あるのが現状だ。到底バリアフリーが実現出来ているとはいがたいし、ユニバーサルデザインに失敗しているというべき他ない。新駅周辺においてはこの失敗を繰り返すべきではない。私のように受動喫煙の完全回避が必要な者は他にもいる。化学物質過敏症や喘息をはじめとする呼吸器系疾患の患者などである。南吹田地区にも多数在住していると思われる。これらの者に危害が加えられることなく安全に通行出来るよう、駅周辺に喫煙所を設ける場合は、煙を外部に漏らさない完全密閉型の設備を設置出来るスペースを確保し、また煙を無毒化して外部に排出する装置を賄う予算を予め計画に入れておくべきである。

■意見募集期間 平成29年12月8日（金）～平成30年1月12日（金）必着

*用紙が足りない場合は、裏面にご記入いただかず、適宜、付け足してください。
*パブリックコメントは、自治基本条例に基づき認められた市政への参画手法です。